

平成 21 年 12 月 28 日

那珂川町長 武末 茂喜 様

那珂川町特別職報酬等審議会
会 長 高橋 行男

那珂川町議会議員の報酬及び町長、副町長、教育長の給料額等について（答申）

平成 21 年 11 月 27 日付け、21 那総第 3674 号をもって貴職から諮問のあった「那珂川町議会議員の報酬の額及び町長、副町長、教育長の給料の額の改定額と実施時期について」に関しまして、下記のとおり答申いたします。

記

本審議会は、那珂川町長の諮問を受け、町議会議員の報酬額及び町長、副町長、教育長の給料額及びその実施時期について数次にわたり慎重に審議を重ねてまいりました。

本町の議員、町長、副町長及び教育長におかれては、常に町民の幸せを希求し日々の激務に奮闘されていることに敬意を表するとともに、本来、その職務の内容や責任の度合いに応じた報酬等が保障されるべきものであり、現在、相応の報酬等が支給されているものと思われまます。

しかしながら、わが国の経済状況を見たとき、派遣切りや雇い止めに代表されるように大変厳しい雇用情勢であり、賃金においても、今冬の民間におけるボーナスは大幅に削減され、公務部門においても、本年人事院による給料及び期末勤勉手当の減額勧告がなされ、本町を含むほとんどの公務員の給与が減額されている状況であります。

また、本町の財政状況においても、今後税収が増加する見込みは乏しく、支出においては少子高齢化等に伴う社会保障費の増大等の要因から、依然として逼迫した状況にあることは否めません。

以上のような状況を勘案すれば、本審議会として本町の特別職の報酬等について、減額措置を講じる必要があると思慮いたします。

具体的な減額率等については、近年の本町一般職の給料改定状況、福岡県町村会長の諮問に対する福岡県町村特別職給与等基準設定審議会の答申内容及び近隣市町並びに類似団体等の給料等の額を参考に総合的に検討した結果、別表のとおり答申いたします。なお、実施時期については平成 22 年 4 月 1 日から適用されることが適当と存じます。

区分	現行		改定後				
	報酬等の額 (円)	町長との 対比 (%)	報酬等の額 (円)	改定率 (%)	差額 (円)	町長との 対比 (%)	福岡県町村特別職 等の給料月額 の基準改定に 関する答申の 基準率 (%)
町長	857,000	100.0	848,000	△ 1.05	△ 9,000	100.0	100
副町長	699,000	81.6	692,000	△ 1.00	△ 7,000	81.6	73～80
教育長	638,000	74.4	632,000	△ 0.94	△ 6,000	74.5	65～73
議長	370,000	43.2	366,000	△ 1.08	△ 4,000	43.2	—
副議長	321,000	37.5	318,000	△ 0.93	△ 3,000	37.5	—
委員長	309,000	36.1	306,000	△ 0.97	△ 3,000	36.1	—
一般議員	303,000	35.4	300,000	△ 0.99	△ 3,000	35.4	—

(注) すべての職において、平成21年度の「福岡県町村特別職等の給料月額の基準改定に関する答申」の△1.0%を基本とした改定率をもって報酬等の額を設定した。